

岩手県監査委員告示第26号

監査結果の公表（平成24年岩手県監査委員告示第14号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年6月8日

岩手県監査委員 高橋 元
岩手県監査委員 佐々木 大和
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎
岩手県監査委員 工藤 洋子

- 1 監査対象機関名 財団法人岩手県土木技術振興協会
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 平成24年2月2日
 - (2) 本監査実施日 平成24年2月21日
- 3 監査結果の公表の日 平成24年3月30日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
材料試験機等の管理に当たり、県所有の物品を正規の手続を経ずに処分したものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	県所有の物品については、平成24年3月30日付けで法人と物品譲与契約を締結した。 今後は、財産の管理及び処分について、県への事前協議を徹底するよう法人を指導することとし、再発防止に努めることとした。